

結核定期健康診断事業費補助金所要額等変更調書

(単位：円)

		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
		総事業費	収入額	差引額 (A)-(B)	交付基準による 算定額の金額	支出予定額	(C)(D)(E)のい ずれか少ない額	補助所要額 (F)×2/3
結核定期 健康診断 事業費	変更申請分							
	前回申請分							

注 (G)の算出の際は、円未満は切り捨てること。

結核定期健康診断費内訳

		間接撮影	直接撮影	合計
人 員	大学・専修学校・各種学校 (本年度の入学生に限る。)			
	高等学校・高等専門学校 (本年度の入学生に限る。)			
	施設 (65歳以上の入所者に限る。)			
	計			
実施単価				/
支出予定額				(I)
交付基準に よる算定額	基準単価	(ア)	(イ)	/
	金額			(H)

(注)

- 1 「実施単価」欄は、胸部レントゲン撮影に係る経費のみ記入すること。
- 2 基準単価(ア)及び(イ)欄は、市長が別に定める額を記入すること。
- 3 「交付基準額による算定額」欄の金額は、「基準単価」×「延べ人数」により算定した額を記入すること。
- 4 (H)欄は(D)欄と、(I)欄は(E)欄と一致すること。
- 5 やむを得ない理由により直接撮影を実施したときは、別に理由書を添えて提出すること。